令和4年度 第1回 長野県人権政策審議会 議事録

日 時:令和4年9月13日(火)午前9時30分~11時16分 長野県庁議会棟3階 第1特別会議室

出席者

委 員:一由貴史、犛山典生、閻 小妹、小林広美、清水恵美子、

菅沼 尚、塚田厚子、中島敏、長谷川京子、望月義寿

長野県:県民文化部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会

(事務局 人権・男女共同参画課)

1 開 会

2 会長及び職務代理者の選出

(人権・男女共同参画課 百瀬企画幹)

それでは「会長及び職務代理者の選出」についてお諮りします。

会長につきましては、条例第5条により、委員の互選によることとなっております。

会長の選任につきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見ございます委員におかれましては、挙手をお願いいたします。

(犛山委員)

委員で互選ということですが、事務局で提案がありましたらお願いします。

(人権・男女共同参画課 百瀬企画幹)

ただいま、犛山委員から、事務局の提案というご意見がございました。皆様よろしいでしょうか。それでは、事務局案を申し上げます。

これまで委員を5期、うち会長を直近3期お勤めいただいた、一由 貴史委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(了)

委員の皆様のご賛同により、一由委員が、会長に選出されました。本審議会の議長は、条 例第6条の規定により、一由会長にお願いいたします。

それでは、会長就任のご挨拶をいただいてから、会議の進行をお願いします。

(一由会長)

ただいま、皆さまの御推挙によりまして、会長職を担うことになりました。委員各位の格別なるご協力のもと、職務を果たしてまいりますので、よろしくお願いしいます。

本審議会は、本県の人権政策に関する重要事項について調査審議するために設置されています。

活発な審議会となるよう、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただくことを期待いた します。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

議事に入る前に、条例第5条第3項の規定により、会長職務代理者を会長が指名すること とされておりますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者には、中島 敏委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、審議会の運営について、確認をお願いします。

審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、 所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、修正の上、会議から概ね1か月以内に県ホームページで公開することといたします。

また、議事録では、発言者の氏名が表記されます。

以上2点につきまして、ご了解いただけますでしょうか。

(了)

それでは、そのようにしたいと思います。

3 議事

- (1) 人権施策の実施状況について
- (2) 報告事項について

ア 犯罪被害者等支援条例の施行及び犯罪被害者等支援推進計画の策定について イ ハンセン病患者台帳問題への対応について

(一由会長)

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、(1)人権施策の実施状況について、資料に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

それでは、お手元に資料1「令和4年度人権施策一覧」を御用意いただきたいと思います。 初めに、簡単に人権政策推進基本方針について御説明申し上げますが、県では、平成22 年に方針を策定し、これまで取組を進めてまいりました。この方針は、人権政策の基本的な 考え方や方向性を示し、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進することを目的としまして、本審議会の答申を踏まえて策定したものでございます。

「人権が尊重される長野県づくり」を基本理念としまして、人権施策の方向性とともに、 同和問題、外国人、女性、子どもなど、11 の分野別施策の方向性を示しているところでご ざいます。

こちらの資料1ですが、基本方針の第4章「人権施策の方向性」で整理しております体系、並びに第5章「分野別施策の方向性」、具体的な方向に基づく施策を一覧にしたものでございます。本日時間の関係もございますので、主な取組、本年度、そして昨年度の実績について御説明申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。左上のところ、第4章「人権施策の方向性」の「1人権の視点に立った行政」の取組としましては、こちら No. 2から No. 5に記載のとおり、行政職員、教職員、警察職員向けの人権研修を実施し、職員の意識の向上に努めているところでございます。

次にその下、「2 人権教育・啓発」につきましては、(1)の「学校における人権教育」につきましては、No. 6 から、おめくりいただきました No. 10 まで、こちらが教育委員会で、またその下の(2)の「社会における人権教育・啓発」につきましては、No. 11 から No. 17のとおり、教育委員会と私ども人権・男女共同参画課を中心にそれぞれ事業を行っているところでございます。

昨年度の主な取組といたしまして、3ページ No. 15 のうち企業人権教育推進大会では、令和3年度は言語学者でキリスト教文学者の堀越喜晴様に、障がい者雇用について御講演をいただきました。令和4年度はこちらに記載がございませんが、7月に八十二銀行人事部ダイバーシティ推進室長の浦原晴美様をお迎えし、「ダイバーシティ&インクルージョン」をテーマに、特に企業における男性の育児休業取得の促進や、管理職になられた御本人のこれまでの経験を踏まえた女性活躍推進の取組などについて御講演をいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして4ページをお願いいたします。No. 21、新型コロナウイルス感染症に伴う人権啓発でございます。令和3年度は令和2年度に引き続きまして、県民一人ひとりが思いやりの心を持ち、支え合いの輪を広げる「ココロのワクチンプロジェクト」を実施するとともに、相談窓口の設置を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷等を防止するために、ハンセン病問題から考える啓発動画を作成し、テレビ放映を行うとともに、DVDを制作し、県内全ての中学校や、看護・医療系大学などに配布するなど、今まさに身近で起こっている人権課題について、自分事として引き寄せて考えていただくための意識啓発を行ったところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。「3 人権相談・支援」の取組でございます。 (1)の総合相談体制の整備としまして、千曲市の県立歴史館内にございます人権啓発センターにおきまして、各種の人権相談を実施するとともに、(2)に記載のとおり、関係機関 と連携してこのような相談支援事業に取り組んでいるところでございます。また、相談窓口を広く県民の皆様に知っていただき相談していただけるよう、(3)に記載のとおり、ホームページ、リーフレットなどを活用した周知広報に努めているところでございます。

次の7ページからは、第5章「分野別施策の方向性」としまして、同和問題、外国人など、 11分野ごとに施策を整理して記載させていただきました。

まず、「1 同和問題」につきましては、No. 35 人権・共生のまちづくり事業といたしまして、地域における人権課題に密接に関連し、地域住民ニーズに対応した市町村の取組を支援するために、令和3年度は13市町村、15 隣保館に対しまして、施設運営にかかる費用等に対する補助を実施いたしました

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。中ほどから、「2 外国人」になります。外国人の主な取組としましては、9ページをお願いいたします。No.37、長野県多文化共生相談センター設置事業でございます。長野市のもんぜんぷら座内にあります当該センターにおきまして、県内に暮らす外国人の方々が安心して生活できる環境整備を進めるために、外国人県民からの生活に関する相談対応と情報発信などを実施しております。

次の10ページをお願いいたします。「3 女性」についてでございます。まず10ページ、昨年度の当課の新規事業について御紹介させていただきます。No.50、防災・復興における男女共同参画推進事業でございます。令和3年度は災害時の避難所に女性の視点を取り入れるため、危機管理部と連携し、長野県避難所運営マニュアル策定方針に男女共同参画の視点を盛り込んだ改定を行いました。

その下の No. 51、コロナ禍において不安・困難を抱える女性に対する緊急支援事業では、全国的な問題となりました生理の貧困という課題への対応としまして、令和3年度は、生活就労支援センター「まいさぽ」や、こども食堂で生理用品を配布するとともに、こども食堂に訪れた女性の相談に応じるための窓口を設置し、生理用品の配布にとどまらず、一人ひとりの相談者に寄り添った支援を実施いたしました。

なお、この生理の貧困への対応につきましては、今年度も引き続き取り組んでいるところ でございます。

ページをおめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。No. 63、はたらく女性 応援プロジェクト事業でございます。出産や子育て等に伴い離職した女性の再就職や就業 継続を支援するための事業を実施しているものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。一番上の「あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり」としまして、No. 69の女性保護事業、そしてNo. 72の性犯罪被害者に対する相談支援事業など、女性に対するあらゆる暴力から女性を守るための取組を実施しております。

続きまして、その下の「4 子ども」につきましては、主な事業としましては、次の 15 ページをお願いいたします。No. 77、子ども支援センター運営事業についてでございます。いじめ・体罰などの人権侵害に悩み苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談・救済に

つなげるための支援を実施しております。

ページをおめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。No. 81、性被害防止に向けた指導充実事業では、子どもたちの危険を察知し、回避する力を育成し、インターネットを介した性被害防止を図るとともに、教員の指導力、専門性の向上を図る研修の充実など、教員への支援を実施しております。令和3年度は子どもの性被害防止教育キャラバン隊ほか、こちらに記載の事業を実施いたしました。

続いて、次の17ページをお願いいたします。「5 高齢者」になります。主な事業といたしましては、17ページのNo.96、地域包括ケア構築推進事業についてでございます。中山間地域の介護サービス提供体制の確保、24 時間在宅ケアの仕組みづくりや在宅医療、介護連携の推進等の支援を実施している事業でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。「6 障がい者」についてでございます。皆様も御存じのとおり、本年4月から、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例を施行しました。全ての県民の皆さまが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、多様なあり方を相互に認め合う社会を実現するための取組を推進してまいります。

主な事業としましては、22 ページをお願いいたします。No. 127、障がい者差別解消体制整備事業です。障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、相談窓口を設置し、推進員2名を配置するとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止、または解決を図る体制を整備しているところでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。「8 犯罪被害者支援」につきましては、後ほど報告事項で御説明申し上げますが、本年4月から施行しました長野県犯罪被害者等支援条例、そして推進計画に基づきまして、県施策を実施してまいります。

次の25ページをお願いいたします。「10 様々な人権課題」の(3)性的指向及び性同一性障害についてでございます。こちらにつきましては、おめくりいただきました26ページのNo.157、性的マイノリティー理解促進支援事業といたしまして、昨年度はインターネットを活用した支援者の養成研修会を開催するとともに、性の多様性に係る理解促進、相談体制強化のため、スーパーバイザーから助言をいただく事業や講演会の実施などを行いました。

最後になりますが、27 ページをお願いいたします。一番最後の第6章「推進体制」ですが、一番下の2の評価体制といたしまして、No. 166、人権政策審議会開催事業におきまして、本審議会を人権政策の評価体制の一部として位置づけているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様には、先ほどの事務局からの説明を踏まえて御発言をいただきたい

と思います。質問、あるいは御意見、どちらでも結構ですが、御発言のある方は挙手をして いただいて、マイクで御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私から質問させていただきたいのですが、資料1の2ページNO.8の学校生活相談体制充実事業ですけれども、電話による相談だけではなくて、LINEによる相談も実施されているということです。762件の相談があったということですけれども、やはり、今の子どもさんたちはスマートフォンでLINEなどでやり取りをしていることが多いと思いますが、電話のほうが相談しやすいのか、あるいはLINEのほうが相談しやすいのか、気軽に相談できる体制というか、相談の回路というものでLINEの取組をされていることはいいなと思ったのですが、その辺何か、子どもさんから、電話はちょっとしづらいけどLINEだったら相談できたとか、そういう傾向など、子どもがどうやったら相談しやすいのかについて、御感想でも結構ですが、ありましたら伺いたいのですが。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

心の支援課の尾台と申します。LINE 相談ですが、お子さんによって電話がよかったり、 LINE がよかったり、あとメール相談もありますので、なるべくたくさんの間口を広げて、 お子さんにとって相談しやすい環境を整えていくということで大事にしております。

LINE 相談の内容ですが、割と電話相談に比べて内面的な悩み、体のことですとか、心のことですとか、そのような相談が多い傾向がございます。

(一由会長)

ありがとうございます。追加で教えていただきたいのですが、LINE や電話というのは、 匿名希望の人は当然匿名で相談できて、例えば相談を聞いている方が、いじめとか自殺を気 にしているとか深刻な内容や、その辺の対応はどうやっていらっしゃるのか教えていただ きたいのですが。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

基本的に相談は匿名で受けております。内容によって情報が必要な場合は、相談の中で相談員が少しずつ情報を集めて、学校につなげたほうがいいか本人に確認を取る場面もございます。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかのところでも結構ですが、御意見、御質問がありましたら お願いします。

望月委員、お願いします。

(望月委員)

4ページの新型コロナに伴う人権啓発ですが、もう3年にもなりまして、周りに感染者が全くいないという方がいないような状況になっているのですが、いまだに誹謗中傷などが行われたような事例というものがあるのかについて伺いたいのですが。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

御質問ありがとうございました。私ども、新型コロナに関する誹謗中傷等を防ぐための相談窓口を令和2年8月から設置しておりまして、やはり令和2年度、3年度というのはコロナに対する差別的な案件の御相談もいただいておりましたけれども、現在、相談件数は大分減ってきております。どちらかというと、ワクチン接種ができないことに対して、例えば行事に参加できないですとか、不当な取扱いを受けているといった御相談を受けている状況でございます。令和2年度、3年度に比べましては、誹謗中傷という件数は減ってきている傾向は見られると感じているところでございます。

(一由会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。 ほかに、御意見、御質問がありましたらお願いします。 中島委員。

(中島委員)

先ほど7ページの35、再掲のところで、人権・共生のまちづくり事業というお話をいただきました。各市町村にこのような支援をしているのですが、各市町村でどのような取組がなされ、どのような成果があったのかということについての報告みたいなものは、こちらのほうでは取りまとめはしていないのでしょうか。そのことをお聞きしたいのですが。

(一由会長)

この問題は回答できますか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

人権・共生のまちづくり事業ですけれども、先ほど御説明しました 13 市町村の 15 隣保館に対して補助している事業でありまして、こちらはそれぞれ隣保館の運営事業に対する補助になりますけれども、どのような内容を実施したかということをこちらのほうで把握して対外的にお示ししているかという御質問かと思いますが、補助事業の実績報告は、私どもにいただいているところではありますが、全体としてどういう成果であったかについての発信は行っていない状況でございます。

(一由会長)

どうぞ。

(中島委員)

県の施策がいろいろあることはここで分かるのですが、市町村の施策に差があるのではないかということを気にしております。というのは、人権三法なども出まして、継続的に市民や住民の意識調査を行っている地域もあります。反面、そのような調査が近年全く行われていない市町村もあるのではないかということを危惧しています。いわゆる地域の実態が分からない中で施策は打ち出せないと思うわけです。

そういう点で、先ほどの隣保館事業などを超えた市町村全体がどのように取り組んでどのような成果を上げているかということについての把握は、県のほうではどのようにされているかをお聞きしたいと思います。以上です。

(人権・男女共同参画課 神戸課長補佐)

人権・男女共同参画課の神戸と申します。昨年度は啓発センターの職員が各市町村の隣保 館を回るなどして実情をお聞きするとか、取組の状況をお聞きするなどしており、啓発セン ターと連携した地域の実情に応じた取組について、意見交換を行ってまいりました。

(一由会長)

今の御説明でよろしいでしょうか。御意見等あれば。

(中島委員)

続けて申し上げます。ぜひ、各市町村の取組の状況を把握していただく中で、いわゆる人権三法が出たことに対する取組も含めまして、市町村に啓発活動に取り組んでいくようなことを実施していただけることはできないかなと思っています。

繰り返しになりますが、きちんと実態調査等を行っているところがあれば、そのようなことがここ十数年行われていないところがあるのではないかと思って気になっております。 以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。御意見ということで賜りました。 ほかの点でも結構です。何かあればお願いします。 では、犛山さん、お願いいたします。

(犛山委員)

犛山でございます。本日はお疲れさまです。昨年ですか、人権啓発推進事業などで、3ペ

ージの 15、障害者雇用の関係で堀越先生を呼びまして、松本市でお話を伺いました。やは りいろいろな人権関係は皆さんの意識が高まらなければ、いくら数をやってもなかなか難 しいと思っておったのですが、堀越先生は自身がそうですので、そのお話を聞いたらハッと させられたことがたくさんありました。こういう意識、こういう感覚なのだと、初めて聞いてある意味ショックを受けて感動したのですが、いろいろな研修、セミナー、講演等、その 当事者の方のお話を聞くというのは非常に大事ではないかとつくづく感じました。

今コロナでなかなか人が集められないと思いますが、なるべく多くの方に、こういう当事者、まさに体験を持っている方のお話を聞いていただいて、そうするとかなり意識が高まるのではないかと感じましたので、こういう研修等をそういうような方向性でやっていただければいいかと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかの件について、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

インターネットなので発言しづらいかもしれないので振ってみますが、清水委員、何かご ざいますか。御自分の専門分野でもそれ以外のところでも結構ですが。

(清水委員)

特に大丈夫です。

(一由会長)

閻さんはいかがでしょうか。

(閻委員)

9ページの37番、外国人が安心できるような取組をしていて、相談件数や相談場所、配置場所もありますが、相談件数は2,000件以上あります。前にも内容について聞いたことがあるのですが、今までは出入国、ビザで、家族の滞在についての相談が多いように聞いており、最近特にこの何年か、ベトナム人の滞在する労働者、研修生が増えてきたように思います。ベトナム人の相談内容は、恐らく今までの中国や韓国の方と違うような、つまり研修生から多く来ているように思われますので、その相談内容について何か変化がありますか。

(一由会長)

いかがでしょうか。

(多文化共生・パスポート室 渡辺課長補佐)

多文化共生・パスポート室の渡辺と申します。 御質問いただいた件ですが、令和2年度で

は国籍別の相談者数ということで、ベトナムの方からの相談は21件ということでございました。昨年度、令和3年度になりますと、ベトナム国籍の方からの相談は69件ということで、委員ご指摘のとおり相談は増えております。

国籍別の相談内容の取りまとめは特にしていないところですが、確かに技能実習生の方が増えておられて、ただこのコロナ禍で国に帰れない、実習期間が終わっても国に帰れないような状況がありましたので、その際の入管の手続等、そういった内容の相談が多かったということで聞いております。

あと、技能実習生の方々は皆さん企業に所属されておりますので、企業のほうでケアもフォローもしていただいているところですので、プライベートな関係の相談もあったようですが、身分的な相談については、企業さんのほうでもケアしていただいたり、私どものセンターのほうにももちろん相談をいただいたりしていた事例はあったと聞いております。

(一由会長)

閻委員、今の説明は聞こえましたか。

(閻委員)

よく聞こえました。ベトナム人の増加によってこれからも恐らくそういうことがあると思います。労働状況は厳しいため、具体的な対応を企業に任せたら、企業はできるだけことなきにしているので研修生の人権問題が発生しやすいと思いますので、企業だけに頼らず、個々の研修生の実態、どういう問題があるか、彼らの人権問題についてこちらから積極的に声をかけて、事件も多くなっているので、事件を未然に防ぐためにも、ベトナム人の研修生について積極的に働きかけていただきたいです。

長野県は研修生に頼り、研修生に助けてもらう場合が多くなるので、彼らが安全に長野県で働けるよう人権問題を考えたならば、ベトナムの人も積極的に喜んできてくれると思うので、こちらから働きかけて企業に任せない。問題が出る前に、個々の研修生に声をかけてほしいということです。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかの件についてでも結構です。御意見、御質問あればお願いします。 では、菅沼委員お願いします。

(菅沼委員)

よろしくお願いします。施策でいうと NO. 69、70 あたりに関係するかと思うのですが、この4月から成人年齢が引き下げになりました。18~20 歳までの間が空白みたいなところがあるかと思うのですが、成人とはいえ、18 歳まで支援してきた子がいれば引き続き何とか

しなければいけない状況はかなりあると思います。法が変わったことによって、今までは児童の扱いでやってきたものをこちらで引き継ぐだとか、そういうようなところで何か明確なものがあれば教えていただきたい。

学校にいると、高校生は3年の途中で成人になるわけです。児童虐待だという状況が急に 発覚すると、少し前に成人になっているというときはどうすればいいんだということもあ るような気がします。

成人年齢が引下げになったことによって、事業的に今までここでやっていた部分がこういうふうに引き継いでいますということがあれば教えていただきたいし、そこがかなり曖昧になっているので、はっきりするとありがたいという思いを持っています。

(一由会長)

ありがとうございました。大変新鮮な御指摘かと思います。県の方、この点はいかがですか。御回答していただける方はいますか。

(児童相談・養育支援室 井口児童福祉専門員)

児童相談・養育支援室の井口と申します。児童の関係で申し上げますと、児童福祉法上これまでも 18 歳というところが児童でありまして、そこのところの対応が具体的に即変わるということはないかと思っております。今御指摘いただいたとおり、確かにこれで何か問題があったというときには、いかにその子の支援をしていくかということには、頭を悩ませており、関係機関と連携を取りながら対応させていただいているところです。

児童福祉施設等に入所しているお子さんの場合には、20 歳まで措置の延長という形で支援を継続するという枠組みがこれまでもございますので、そういった制度を活用しながら支援を継続している状況にございます。以上です。

(一由会長)

菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

たぶん今までも、実は曖昧なまま来てしまっている部分があって、成人年齢引き下げになったときに見えてきたという感じがしています。むしろ、成人という扱いになってしまうことによって、ちゃんとしなさいではないけれども、親の判断ではなくてあなた次第ですと。でもそういうことはできない人たちも現状ではいるわけで、そこで仕組みがなくなるとかなり深刻な状況が生まれてしまうと思います。

確かに今までも同じような状況があったとは薄々思っていましたが、どうつないでいく のかということはしっかり考えたほうがいいなと思っています。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。私も今のお話を聞いていて思い出したのですが、18歳で成年になると、今まで20歳までは問題がある契約や押し売りや悪質商法みたいなものに引っかかった場合でも、未成年なので取り消しますと言ってそれで終わっていて、私のところに御相談に来た場合でも、未成年なら取消しの内容証明を送れば問答無用で解約できますとアドバイスができて終わったのですが、18歳になってしまうと、その未成年というのは当然民法と連動していますので、そういうやり方は通用しないと。

ただ、今、菅沼委員がおっしゃったように、やはり 18 歳から 20 歳頃までの方というのは 社会経験も乏しいし、そういう乏しさにつけ込んで不必要なものや高額なものを買わせた りという業者もいます。実際に私も何年か前に、19 歳や 20 歳ぐらいの子がホストクラブに 行って大量のシャンパンを、その場の雰囲気やノリで入れてしまうと。一晩で 80 万円の請 求が来てどうしたものかという話があったときに、未成年なら取り消すということで払わ なくて済むという話が、18 歳で成年になるとそういうことが難しくなってくると、そうい う消費者被害もそうですね。大学生の間でマルチ商法がはやるとか、そういうことは長野県 でも何年か前にあったと思いますし、消費者被害とかそういうところでは手当というか、成 人だけれどもまだ分別が足りていない人たち、そういうのは何かあるのでしょうか。未成年 者への消費者被害におけるフォローについて、もしあったら教えていただきたいのですが。

(山田県民文化部長)

今、担当課が同席していないのですが、県民文化部が消費生活を所管していますので、発言します。成人年齢の引下げということで、やはり消費者教育が大事であることから、学校現場や、団体と連携した消費者教育を実施したり、今年度は、啓発として、一般に若い方にも見ていただけるよう電車の中吊りといったような形で、事前の教育とともに、何かあったら相談できる消費生活センターというものがありますということを知ってもらうという取組を現在実施しております。

(一由会長)

ありがとうございました。大変参考になりましたので、引き続き若い成年者へのフォローというところも注目していただければと思います。

ほかにございますか。今、必ずしもここに書いてある施策でないことかもしれませんがということで菅沼委員が問題を提起してくださったので、そういうことでも結構です。現在新しく出てきている今日的な課題や、こういう問題も実は現場でやっていると感じるとか、この施策には必ずしも載っていないけれども、こんなことを感じていて、こういうところに県として政策でフォローできたらいいなみたいなそういう感想でも結構です。いかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

(清水委員)

お願いします。学校教育の部分で、ことばの教室への先生方の配置というところがあるのですけれども、私が学校を回っていて思うのが、言葉に問題を抱えている家庭というのは、きちんと養育をされているけれども本人の発達の部分でというところであれば、スムーズにことばの教室だけではなくて医療機関などにつながるのですが、そうではない、やはりこども・家庭課、養育支援の分野に関わる子どもたちというのは、枠はあるけれども、枠に入れない子どもたちというのが必ずいるのです。

そういうところを、それぞれ担当課はあるのですが、それを越えて何とかどのような子どもであっても同じようなサービスが受けられるというような配慮がある施策にしていただけるといいのかなというのは、現場を回っていて感じるところです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。今のは御質問というよりも、体験に基づく御意見ということでよろしいですか。

(清水委員)

はい。

(一由会長)

ほかに御意見、御質問等ありましたらお願いします。 長谷川委員、お願いいたします。

(長谷川委員)

私、総合病院で小児科医師をしておりますが、現在の仕事の内容は、お子さんでいえば発達障害、不登校などの児童精神の分野と、もう一つは周産期のメンタルヘルスで、妊娠期間、分娩、産後で妊産婦さんとお会いすることがあります。先ほど閻先生がおっしゃっていたように、外国からいらした方、外国人同士のカップルの方もいらっしゃいますが、日本人の男性と結婚された東南アジアの方が多いのですが、そういった女性とも面談することがあります。

私が少し前から心配していますのは、その女性たちの母国語は日本語ではありません。ベトナムやタイのお国の言葉ですと医療の現場ではなかなかコミュニケーションが取りにくく、いろいろなアセスメントのツールや支援の形を市町村も含めて用意をしていても、実際は本当の意味のその方々の心をお聞きすることができないという現状があります。恐らく民間の団体やボランティアの通訳のサービスもあるのかもしれないのですが、そういうところにリーチするのも難しそうです。

そして、それは日本人の男性と結婚されていても、その御夫婦同士のコミュニケーションも決して彼女の母国語ではありません。もし市町村から何かお困りのことはないですかということが日本語で来た場合、実際私たちの医療の現場でも、そこに御主人がいらっしゃいますと、そちらの方にお聞きすれば「大丈夫です」というお答えがあって、本当の女性の困り感というのは拾えていないと危惧しています。

やはり妊娠のところから、まず現状を把握していただきたいと思います。人によってはお友達とかいろいろな形でサポートが十分な方もいらっしゃるかもしれないのですが、やはり取りこぼされている方がいらっしゃると思いますし、子育ての一番最初のところで手厚くしていただくことで、それは子どもの人権にもつながります。女性の人権にもつながりますし、多文化共生として、相談を待つばかりでなく、まず現在県内でどのようなカップルがいるのか、その女性たちは就労もしておらず結婚されておうちにいらっしゃる方も多いと思いますので、実態調査をして、その女性たちの母国語で日本語が母国語の女性と同じような安心・安全な医療や子育てができるよう支援が必要だと思います。教育現場でもそういう問題がおありかと思いますけれども、その前のところでなるべく早めに対応できたらいいなと思っております。

(一由会長)

ありがとうございました。特に外国人の妊産婦の方の状況を拾い上げるためにはという 問題からの御指摘でした。ありがとうございます。

(閻委員)

また別の問題ですが、11ページのNO.55、56、恐らくこれは長野県だけの問題ではないですが、女性の管理職の登用については、「努めた」「努めました」という報告がすごく気になります。具体的なものは全く見えてこないし、努めていても状況が変わらないと意味があまりないかなと思っています。具体的に数字でないと、女性管理職の登用はなかなか進まないと思います。

例えば、今、大学では、もう毎年何割とはっきりと数字で決めてあるので確実に増えました。この 10 年間確実に増えたのですが、県の職員の場合はあまり分からないので、「努めた」という抽象的なことや、「充実する」などと書いても、具体的な数字と対策がないとなかなか見えてこないです。それについて、何割から何割に向上したと数字を示していただけたらありがたいです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。今、数字はお持ちですか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

今、会長から割合をどのぐらい持っているかというお話がありまして、この7月末で総務部で公表した数字がございます。県の部長・次長相当職の女性の割合は、本年4月1日現在で、10.4%で、1年前の令和3年4月1日が5.6%でしたので、増加しています。令和8年4月に10%という目標を掲げている中で、この4月では10.4%となっている状況です。

この数字は公表しているものでございますので、今後一覧表をお示しするときには、数字をしっかり書かせていただくよう改善したいと思います。よろしくお願いいたします。

補足で課長級も御説明いたします。課長級がこの4月1日現在で11.5%で、1年前が11.2%でしたので、わずかではありますが増えています。やはり取組の成果として、県職員の女性の管理職に占める割合というものは徐々に伸びつつあるという状況でございます。以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございます。閻先生よろしいですか。

(閻委員)

5%から 10%まで上がってきたという数字を聞いて、すごくホッとしました。ぜひ、続けてやってほしいです。ありがとうございました。

(一由会長)

この審議会の御担当も課長が女性でいらっしゃいますし、委員の割合もちょうど半分ずつということで、徐々に改善していただいているのかなと思います。今のお話を聞いて思い出したのですが、弁護士会でも、弁護士の世界は男社会だったものですから、やはり女性の意見や感覚が全然反映されていないということが出てきて、先ほど閻先生がおっしゃったように何パーセントと目標を決めて日弁連という団体でもやっていますが、逆にそのパーセンテージだけを気にすると、かえってお願いしてやってもらうみたいになってしまって、意欲のある人が女性であるがゆえに阻害されているというのは大問題ですが、子育てや介護などで大変な人に、逆にお願いして頑張ってもらっているみたいなこともあるやに聞いています。

ですから、その辺は女性にとって働きやすい制度や整備、支援をセットにしないといけないなと、それを見ていつも思っています。結果としてもちろん数が対等になるのは望ましいと思いますが、前提となるサポート、子育て・介護、女性が直面しがちな問題、体の問題など、そういうところをセットで議論していって、長野県がいい制度になっていただければと思います。私も若干補足させていただきました。

若干時間があるので、まだ言い足りないことがあれば言っていただきたいのですが、特になければ、この件については終わりしますが。

どうぞ、中島さん、お願いします。

(中島委員)

4ページ NO. 21 で、新型コロナウイルスに伴う人権啓発で、その中で使っていただいた、 長野県同和教育推進協議会が作成した学習の補助教材の『あけぼの』の件です。

もう古い話になりますが、かつて長野県同和教育推進協議会には補助金が結構出ておりまして、このような資料の作成にも委員さんたちにそれなりの手当や旅費を出してできる状態でしたが、いろいろなことがあって、一切県からの補助金がなくなって、現在はボランティア的な形で委員を組んで行って発行している状態です。

この『あけぼの 人間に光あれ』は、中学校及び社会教育全般で使えるものとしてかつて からつくられてきたものでありまして、このように活用していただいてもいます。また、小 学生向けについても、昨年高学年向けは改訂しました。今年は中学年向けの改訂をして、来 年発刊の予定です。

そのようなことをする中で、県のほうからも指導主事の方にオブザーバー的に参加していただいて御指導いただきながらやっているわけですが、いかんせん非常に厳しい中でやっています。これらのものが学校教育でも使われ、社会教育でも使われている現状を考えたときに、何らかの形でもってサポートしていただけないものかということを常々思っています。

ちなみに『人間に光あれ』は、いわゆる中学生・一般社会人向けに2年前に出されたものは、既に増版をして、県外でも注文してもらっているところがあります。また市町村の中でも社会教育で購入してくださっているところもあります。

ぜひ県としても、学校教育の中で使ったり、生涯学習の中で使っているものとして、もう少し何らかのサポートをしていただけるとありがたいなと。中身的には人権全般にわたっていますし、コロナの問題にも触れているものができています。ぜひ委員の皆様にも一度目を通していただければ分かる教材ではないかと思っています。宣伝になってしまいました。申し訳ございません。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。その他、御意見や御質問がありましたら伺いますが、よろしいですか。

では、予定の時間も迫ってまいりましたので、県の人権施策に対する質問や意見交換はこの辺で終わりにしたいと思います。

漏れもあるかもしれませんが、今いただいた御意見等を私のほうで一度整理したいと思います。一つは、人権・共生のまちづくり事業に関しての御意見で、県としては隣保館等へ

の補助事業を行っているけれども、実際どんなことを各市町村でしていて、どういう成果が 上がっているか取組を具体的に把握して、それを反映していただけたらいいのではないか と。各市町村によってもばらつきがある可能性もあるのではという御指摘がありました。

それから、有識者による講演会、犛山委員から御指摘がありました。当事者の意見を聞く ことは大変有意義であるので実行してもらいたいという御意見がありました。

閻委員からは、外国人に関しては、ベトナム人の研修生の労働状況についての課題がうかがわれるので、相談件数のみならず大まかな相談の内容、例えば労働の問題や言葉の問題であるとか、生活の問題であるとか、そういった内容についても積極的に情報収集していただきたいという御指摘がありました。

菅沼委員からは、先ほど出た若年の成年者、成人年齢の引下げによる、いわゆる隙間というか、完全に大人とも言えないような若い人たちの虐待の問題であるとか、私が申し上げた消費者被害の問題であるとか、そういったこともフォローが必要ではないかという御意見。 清水委員から、それぞれの子どもの支援についての担当課、縦割りを越えてどの子も同じように支援を受けられるようにしていただきたいという御意見がありました。

長谷川委員から出た御意見として、外国人の妊産婦の方のフォローについて、日本人男性と結婚している人もいるし、外国人同士のカップルもいらっしゃるけれども、より突っ込んだ実情、表面的に問題ないと判断されても問題ないとも限らないので、特にお子さんをこれから産む方、子育てをされる方に関しては注意して実情を調べていただきたいという御指摘がありました。

それから、閻先生からの御意見で、県の女性の管理職登用について、できれば数字で説明 していただけるとありがたい。あるいは、目標をもう立てていらっしゃるようですけれども、 数字を私たちにも説明していただけると助かると。私からは、数字ももちろん大事ですけれ ども、女性が働きやすい環境をつくることもセットでぜひやっていただきたいという意見 を申し上げました。

それから中島委員から、『あけぼの 人間に光あれ』といった人権教育の教材について、 大変有意義なものなので、何らかの形で県のほうもサポートを検討していただきたいと。

漏れがあるかもしれませんが、おおむねこういった意見をいただきましたので、また県のほうにおかれましても、施策を立案するに当たって参考にしていただければと思います。

それでは、次の(2)の報告事項につきまして、資料に基づいて事務局から御報告をお願いします。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

それでは、引き続きまして報告事項について御説明申し上げます。まず、資料2-1をお願いいたします。

犯罪被害者等支援条例についてでございます。冒頭部長の挨拶の中にもございましたが、 昨年度は本条例の制定に当たり、審議会の委員の皆様方に御協力いただきまして、誠にあり がとうございました。

それでは、条例と計画の概要について御説明申し上げます。

まず、条例について、「1 制定の趣旨」ですが、県では、犯罪被害者等の支援につきましては、平成17年に施行されました犯罪被害者等基本法等に基づきまして、関係機関の皆様方と連携しながらこれまで取組を進めてまいりました。ここにも記載してあるとおり、近年全国的にも SNS などによる誹謗中傷等により、犯罪被害に遭われた方々は一層困難な状況に直面しておりまして、支援の重要性というものがますます高まっています。

こちらに記載はございませんが、都道府県、市区町村ともに条例の制定が進んでおりまして、本年4月1日時点で、本県を含めた39の都道府県で特化条例を制定し、支援を実施しているところでございます。

「2 目的」ですが、左側から条例の目的は、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、 県の責務、県民等の役割を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定め、支援を総 合的かつ計画的に推進することで、真ん中に記載のとおり、被害者等が受けた被害の早期の 回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活を再建し、権利を保護することにより、右 側に記載の「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」を目指すものとなっておりま す。

次の基本理念は4点ございます。まず1点目が、犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。これは時として、被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態が理解されず、被害者が社会から孤立することを防ぐ必要があることを規定いたしました。

2点目は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、または二次被害の状況と原因、置かれている状況、その他の事情に応じて適切な支援を行うこと。

3点目は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されること。被害者が平穏な生活を再建するまでには長い時間を要します。また、時間の経過や環境の変化、支援の効果等によりまして、被害者が直面する問題が変化することへの対応が必要であるということを規定させていただきました。

次の(4)としましては、犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行うということで、お互いの役割を踏まえて適切な支援を実施するために協力・連携していくということを規定したものでございます。

「4 責務及び役割」ですが、まず県の責務としまして、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定・実施、それから市町村への必要な情報提供、助言等を定めるとともに、県民の皆様等の役割をこちらに記載のとおり表にまとめさせていただきました。

ページをおめくりいただきまして、裏面の「5 犯罪被害者等支援に関する計画」ですが、 支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援に関する具体的な施策を定めることを 明記いたしました。これに基づきまして、後ほど御説明します推進計画を策定いたしました。

「6 支援推進体制」は2点ございます。(1)としまして、国、市町村、民間支援団体

等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するというものでございます。現在、福祉分野の既存のネットワークなどを活用した連携体制のあり方について研究しているところでございます。

(2)としまして、犯罪等により死傷者が多数に上る事案、その他の重大な事案が県内で発生して、直ちに支援を行う必要があると認めるとき、例えば、軽井沢で起こったバス事故のような重大な事案が発生した場合には、市町村や民間支援団体等と協力して当該事案に対応するための支援の体制を整備するというものでございます。

「7 基本的施策」としまして表にまとめましたが、ポイントとして2点御説明申し上げます。まず1点目が、一番上の「相談及び情報の提供等」でございます。相談の対応窓口としまして、本年4月1日に私ども県庁7階の人権・男女共同参画課に総合支援窓口を設置いたしました。社会福祉士3名を兼務配置いたしまして、被害に遭われた方々からの相談があった場合に、相談内容に応じて専門機関につなげるなど、被害者に寄り添った支援を実施しているところでございます。

ポイントの2点目は上から7番目の「経済的負担の軽減」についてでございます。本県の条例の特徴といたしまして、犯罪被害に遭われた方への給付金の支給に努めることを明記させていただきました。給付金の内容については、後ほど計画の中で説明させていただきます。

「8 施行期日」ということで、本年4月1日より条例を施行しているところでございます。

続きまして、資料2-2、横の図を御覧ください。こちらは推進計画になります。

はじめに左側を御覧いただきまして、計画策定の趣旨、位置づけについてです。本計画は、 犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目 指し、犯罪被害者等基本法、長野県犯罪被害者等支援条例に基づきまして、犯罪被害者等の 支援を、総合的かつ計画的に推進するための計画で、計画期間は令和4年度から8年度まで の5年間になります。

右側の「被害者が置かれている状況」ですが、条例制定の際に検討部会の委員の皆様や当事者の方々から頂戴いたしました御意見を踏まえまして、犯罪被害に遭われた方々が陥りやすい課題について、大きく3点に整理させていただきました。

まず1点目の、心身の不調についてでございます。被害を受けたことによる身体的な被害に加え、精神的に大きな影響を受けてPTSDなどを発症する場合がございます。

2点目が経済的困窮についてです。被害後には、医療費、裁判費用、また、御家族がお亡くなりになった場合には葬儀代などの費用負担がかさむことに加え、仕事の継続も困難となり、経済的困窮に陥る場合がございます。

3点目は二次被害についてです。被害に遭われた方々は被害後、周囲の方からの心ない言動や誹謗中傷に苦しむことがございます。

犯罪等の現状はこちらのグラフ等に記載のとおりでございまして、これらを踏まえまし

て、矢印一番下に記載の基本方針としまして、先ほど条例第3条で御説明申し上げました基本理念に基づきまして、こちらに記載の4点を掲げさせていただきました。

ページをおめくりいただきまして、裏面の施策体系を御覧ください。

こちらは支援施策を取組内容に応じて三つの柱により体系的に位置づけております。ポイントのみ御説明申し上げます。

まず「施策の柱1 総合的な支援体制の整備」です。右側の「主な具体的施策」を御覧いただきまして、先ほども御説明しましたが、総合支援窓口を設置しまして、専門職の職員を兼務配置することで対応力の強化を図っているところでございます。

次の「施策の柱2 相談・情報提供の充実」です。右側の被害者等のお困りごとに応じた各種相談対応の実施の「・」の二つ目、弁護士会との協定を締結しまして、被害に遭われた方々が抱える法的な課題を早期に解決するために、9月1日から初回上限1時間の無料法律相談を実施しております。

続きまして「施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援」です。こちらについては、 先ほども御説明しましたが、表の中の一番下の〇になります、経済的負担の軽減といたしま して、遺族見舞金 60 万円、重症病見舞金 20 万円を給付する見舞金制度を新たに創設いた しました。

最後の「施策の柱4 県民の理解の増進」です。犯罪被害者支援週間、これは 11 月 25 日 から 12 月 1 日になりますけれども、こちらに合わせた集中的な広報啓発の実施、学校における教育機会の充実を図ってまいります。

以上が条例と計画の概要についてでございます。条例を制定したことがゴールではなく、 条例と同時に策定しましたこの計画に基づき、個別施策を実施していくことが重要になり ます。まずは、市町村や関係団体等との連携を強化して、被害者に寄り添った支援を途切れ ることなく実施できるよう取組を推進してまいりたいと考えております。

条例及び計画の説明は以上でございます。

続きまして、報告事項の2点目になります。資料3をお願いいたします。

長野県のハンセン病患者台帳問題に関して実施した調査結果の報告になります。令和3年2月に、明治期に作成されたハンセン病の患者や御家族の情報が記載された台帳がオークションサイトに出品されたという事案が発生し、県で対応を行ってまいりました。

本日は、5月27日に公表いたしました県が保管しているハンセン病に係る文書の保管状況の調査結果を本日お配りした資料により御説明させていただきます。1枚目が5月27日のプレスリリースの資料となっておりまして、おめくりいただきました裏面が概要となっております。本日は、次ページからの「ハンセン病に係る公文書の保管状況等調査結果」に沿って説明いたします。

資料をおめくりいただきまして1ページをお願いいたします。「1 経過」ということで書いてございます。簡単に御説明いたします。令和3年2月に 『明治三十二年 癩病患者並血統家系調 大町警察署』と記載された台帳がインターネットオークションサイトに出品

されている情報をいただきました。

県では、いただいた情報を直ちに関係機関と共有するとともに、法務局に対して当該ページの削除要請を行いました。その結果、オークションサイトの運営会社によってページは削除されました。

また、県は、出品者にも直接接触しまして、当該文書を県に提供していただけないかお願いしましたが、御了承いただくことはできませんでした。その後、ハンセン病市民学会が文書を回収して厳重に保管しているところでございます。

昨年5月12日に、全療協や市民学会、長野県の関係機関からなる検討会の皆様から、阿部知事に対しまして、問題の解決に向けた県の取組を求める要請書を提出いただきました。 昨年度の委員の皆様には、この時点までの経過につきまして、昨年5月19日に文書でお知らせさせていただいたところでございます。

要請いただいた内容はその点線の中にありまして、要請書の抜粋の③に記載のとおり、今回の文書、保管文書に関する調査を実施して欲しいという要請があったことから、県として、ハンセン病に係る公文書の保管状況等の調査を行ったほか、台帳の流出経路についても、職員が出品者への聞き取りによる調査を行いました。

次の2ページをお願いいたします。「保管状況等調査の概要」についてでございます。

最初に(1)の調査目的ですが、今回のような事案の再発を防ぐため、現在県が保管しているハンセン病に係る全ての文書とそれらの保管状況を調査し、明らかにするとともに、その状況について検証を行うことを目的といたしました。

- (2)の調査目的は3点あります。まず1点目は、今回出品された文書と同じ調査による 台帳の保管状況や所在の確認。2点目は、その他のハンセン病に係る公文書について、作成 時期、内容、保管状況を明らかにする観点で、県が保管する公文書の内容や収集情報を確認 すること。3点目は、県立歴史館と県立図書館で保管している歴史的資料等の保管状況を確 認すること。この3点を調査目的といたしました。
- (3)の調査方法ですが、警察本部、現地機関なども含めた県の全ての所属を対象に、昨年6月4日から7月30日間での間に、電子データを含むハンセン病に係る全ての公文書について、一番下に記載の調査対象項目について文書で照会を行いました。

次の3ページからは調査結果になります。ハンセン病に係る保管公文書等の数をまとめたものになっております。上の表は公文書、下の表は歴史的資料等となっています。

まず、上の表の公文書については、全体の合計を御覧いただきますと、全部で 2,340 点ございました。紙文書の冊数、電子データのファイル数を、個人情報の有無の状況に応じて 3項目に区分しまして、県庁・現地機関・県警本部別にそれぞれ計上した表になっております。

また、下の表の歴史的資料等につきましては、全て紙文書となりますが、合計で107冊あり、こちらも個人情報の有無の状況に応じた区分で整理したものとなっています。

続いて4ページは、この調査で確認できた事項と評価になります。

まずアとしまして、今回出品された文書と同じ調査による台帳についてです。警察署・現

地機関を含めて、県の全ての現地機関で発見することはできませんでした。

参考として2点ございます。まず一つ目は、戦後警察から引き継いだ患者に関する文書の保管状況について、平成18年3月に作成しました『長野県ハンセン病問題検証会議報告書』の記載になっております。この時点で既に文書がなかったということが記載されているものです。

その下の二つ目は、明治 33 年に内務省衛生局の指示により行われた調査に関する群馬県の報告書の記載になります。本県では、この時期の資料が一切発見されませんでしたが、群馬県のこの資料からは、当時全国的な調査を実施したのではないだろうかということが読み取れるものとなっておりますので、参考としてこちらに記載させていただきました。

ページをおめくりいただきまして5ページをお願いいたします。その他のハンセン病に係る公文書の確認結果を、大きく3点にまとめてあります。

まず1点目ですが、ハンセン病に係る公文書は 2,340 点保管しており、最も古い公文書は、昭和11年の統計に関するものでした。いずれも当時の法律等に関して作成した公文書や、県独自の取組のために作成した文書でありました。

2点目として、このうち患者や御家族の個人情報を含む公文書は143点あり、最も古い公文書は、昭和28年の患者台帳に関する公文書でした。これらはいずれも条例や規程等に基づいて、紙文書は鍵つき保管庫で保管し、また電子データはパスワードにより保護しておりました。

患者や御家族の個人情報を含む主な公文書の内訳はこちらの表に記載のとおりです。表の一番下になりますが、確認結果の3点目としまして、長野県文書規程等に基づく取扱いをしていない不適切な公文書を 134 冊確認いたしました。内容は書名や保存期間が不明確なもの、保存期間が経過しているものも存在しました。

以上の確認結果を踏まえまして、評価が6ページからになります。

まず、評価の1点目ですが、現在保有している公文書については、全て当時の法律等や県独自の取組に関するもので、これを逸脱して作成したものはなく、個人情報を含めた情報の取得・作成は適切でありました。

2点目は、患者や御家族の個人情報を含む公文書の保管状況は、条例等に基づき、いずれ も適切でした。

3点目は、文書規程等に基づく取扱いをしていなかった公文書は、書名の記載や保存期間の設定・廃棄・歴史的資料としての移管を適切に行うべきだという評価を行いました。

最後の4点目は、ハンセン病に関する公文書を現時点で保有していることに対する評価になります。これらの公文書は、現時点で見ると将来県民の皆様に伝える価値の高い情報が記録されている歴史公文書として移管していくことも考えられますが、平成8年にらい予防法が廃止された時点におきまして、その趣旨を踏まえた取扱いについて検討することなくそのまま保管してきた結果が現在の状態だったという評価を行いました。

次のウ、歴史的資料等についてです。県立歴史館と県立図書館に107冊保管しており、そ

のうち個人情報を含む文書は、県立歴史館に28冊存在し、全て二重扉の書庫内の鍵つき保管庫の中で保管していたことから、一番下に記載の評価として、保管状況は適切だったと評価いたしました。

最後に7ページ、「4 今後の対応について」ということでまとめさせていただきました。 確認事項、評価を踏まえた今後の対応としまして、2点記載がございます。まず一つ目です が、県では、本年度から長野県公文書等の管理に関する条例が施行されていることから、こ の条例やその他の公文書管理に係る諸規程に基づいた取扱いを行ってまいります。

まず、先ほども御説明しました文書規程等に基づく取扱いをしていなかった公文書については、書名の記載や保存期間の設定を適切に行い、また、保存期間を経過した公文書は、 移管・廃棄の処理を適切に行うことといたします。

次に、現在保有している公文書と今後作成する公文書についてですが、公文書として適切に管理していくとともに、保存期間満了後の取扱いにつきましては、関係団体の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、県で定める基準にのっとり、明らかに保存する必要がないものを除いて、歴史公文書として移管してまいります。

二つ目の、移管した歴史公文書の活用についてですが、個人情報を含む様々な文書があることから、回復者や関係団体の皆様としっかり相談させていただいた上で、ハンセン病問題に関する県民の皆様の理解を促進するために、企画展示等に活用していくことを検討してまいりたいと考えております。

次ページからの資料は、本県で確認されました 2,340 点の公文書等の一欄になっておりますので、参考に御覧ください。

最初のプレスリリースの資料にもう一度お戻りいただきまして、今説明申し上げましたとおり、今回の調査によりまして、明治期に流出しました台帳と同じものが県の組織から見つからなかったことから、ハンセン病に係る古い文書が行政機関以外にも存在する可能性もあると考えられますので、3に記載のとおり、知事から県民の皆様に対しまして、このような文書を保有していたり、今後発見した場合、また古書を取り扱っている事業者の方にも、そのような文書が持ち込まれた場合には、他人に見せたり売買したりすることなく、まずは、私どもの課のほうに御相談いただくよう、知事から直接呼びかけを行ったところでございます。なお、現時点までに、本件に関する当課への連絡は一切ございません。

以上が報告事項になりますが、県としまして、引き続き適正な行政情報の管理を行うとともに、関係する団体の皆様、国とも連携しながらハンセン病問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上となります。

(一由会長)

ありがとうございました。犯罪被害者等支援条例とハンセン病の台帳問題について報告 いただきました。各委員から、今の御報告に対する質問等ありましたら、挙手をお願いしま す。

私から1点教えていただきたいのですが、犯罪被害者の支援条例で、居住支援というものが施策としてありまして、県営住宅への優先入居というものがあって、これは先ほどの最初のほうの施策の説明でもDVの被害者等に対してもこのようなことがありましたが、これは一定の部屋数をそのために空けてあるというふうになっているのでしょうか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

お答えいたします。県営住宅の入居につきましては、通常の抽選を行うわけですが、犯罪 被害者につきましては、選考における優先的な取扱いを行っていたり、また、目的外使用に よる一時的な入居も可能としているということで対応しております。

DVも同じで、選考過程において優先的な取扱いをすることになっております。

(一由会長)

では、そのためだけに常時空けてあるとかそこまではしていなくて、抽選回数が多いとか、そういうような配慮をしていただいているということですか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

そうですね。そのために空けているということではございません。

(一由会長)

これは私が無知でいけないのですが、セーフティーネット住宅を活用した民間賃貸物件というのはどういうものなのでしょうか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

民間のアパートやマンション、空き家といったものをセーフティーネット住宅ということで登録いただいている場合に、犯罪被害に遭われた方がお住まいに困ったときにはそういった住宅を活用できるというものもあります。

(一由会長)

それを紹介するという感じですね。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

はい。

(一由会長)

ありがとうございます。ほかに犯罪被害者のほうでも結構ですし、ハンセン病台帳のほう

でも結構ですが、御質問や御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。そうしましたら特段ないということであれば、予定していた議事は以上 になりますけれども、全体を通じて何か御意見等ありますでしょうか。

犛山委員、お願いします。

(犛山委員)

御説明ありがとうございました。全体を通して、特に施策の件ですが、施策はこれに限らず、前年度こういう施策をやった、今年度こういう施策をやります、やっていますというだけではなくて、成果はどうだったかというものを教えていただきたい、まずはそういうような一覧表をつくってもらえれば、翌年どういうような対策を取るかということにつながるのではないかと思っています。

その成果は出しづらかったり、出せなかったりといろいろあると思いますが、例えばセミナーも 100 人集めたとかそういうことではなくて、それによってこういうような意見が出たとか、またはこういうように事態が進展したとか進展しなかったとか、そういうことを目に見えるようにしていただかないと、ただ施策をやったというだけで終わってしまうので、そこら辺をぜひ明確にした上で、翌年度の施策に生かしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、中島委員、お願いします。

(中島委員)

ハンセン病の台帳の件で、これをオークションサイトでもって見つけてくださったのは 県外の市町村の方だったように記憶しています。そのことを踏まえた上で、ぜひ長野県でも、 いわゆるネットでのモニタリングを、多くの目でもって見ていかないとこういうものを見 過ごしてしまって、それがもしどんどん売買されていった場合、どのような形で活用されて しまうかは非常に怖いわけです。早くに見つけるために、モニタリングの体制をしっかりつ くっていく必要があるのではないか。それは県だけで難しいとすれば、市町村と連携して、 または民間と連携して、何かそういうものをつくって長野県もやっていく必要があるので はないかということを、以前言ったような覚えもあるのですが、その点については、どんな ふうな進捗状況なのか、お聞かせいただければと思っています。以上です。

(一由会長)

今の点はいかがでしょうか。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

以前審議会の中でもモニタリングについて御要望いただいたことは承知しております。 県では、平成23年から人権救済を担当する地方法務局と県、市町村の間でそういった人権 侵犯があった場合は報告、連絡いただく体制というものは整えているところではあります が、モニタリングにつきましても、他県でも取り組まれている事例もございますし、委員が おっしゃるように、市町村と連携した取組ですとか、民間に委託した取組ですとか、様々な ものがあることは承知しておりまして、今どういう方法が取れるかというところを研究し ております。

やはりこれは全国的な問題でもありまして、法でそういった人権侵犯に値するものをインターネットに掲載してはいけないということで取締りができればいいと思うのですが、そのあたりの法整備がまだできていないということから、国に対して要望したりという取組はしているところでございますが、引き続きどういう手立てが打てるかについては考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかに御意見等ございましたら、お願いします。 よろしいですか。インターネットのお二人もよろしいですか。

(清水委員)

大丈夫です。

(一由会長)

特段特に御発言がないということのようですので、以上で報告を終了いたします。 円滑な議事の進行への御協力に感謝申し上げます。 それでは、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

(人権・男女共同参画課 百瀬企画幹)

委員の皆様、様々な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。 それでは、最後に平林人権・男女共同参画課長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

(人権・男女共同参画課 平林課長)

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。

私ども県の人権政策につきまして、様々な観点から大変貴重な御意見を頂戴いたしました。本日頂戴いたしました御意見につきましては、今後県の施策に反映させ、引き続き各種取組を推進してまいりたいと考えております。

また、施策の実施状況の見せ方、出し方につきましても、いろいろ御提言をいただきまして、ありがとうございました。改善できることは、来年度以降改善してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後も引き続き、それぞれのお立場から貴重な御意見、御指導を賜りますことをお願い申 し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

(人権・男女共同参画課 百瀬企画幹)

では、以上をもちまして、令和4年度第1回長野県人権政策審議会を閉会いたします。 大変お疲れさまでした。

(了)